

平成26年度 県外避難者支援員募集要項

平成26年3月20日

宮 城 県

宮城県では、東日本大震災により主として首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心とした関東圏）へ避難している被災者を対象として情報提供等の支援を行う「県外避難者支援員」を宮城県東京事務所に配置しています。

については、県外避難者の避難先での生活の安定や帰郷に向けた情報提供等の支援を親身になって行う意欲のある方を次のとおり募集します。

1 募集人員

1 名

2 応募資格

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する方。

（1）職務経験が次のいずれかに該当する者

①民間支援団体等（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織及び協同組合等の民間非営組織）の職員等としての職務経験がある者

②国家公務員法第二条第二項又は地方公務員法第三条第二項に規定する一般職としての職務経験がある者

③会社法第二条第一項第一号ないし第二号に規定する企業の社員として、同企業の社会貢献活動担当部署での職務経験がある者

（2）パソコンによる文書作成、表計算、ホームページでの情報検索及びメールの送受信等の能力を有している者

ただし、次の（3）から（6）までのいずれかに該当する方は、応募できません。

（3）成年被後見人又は被保佐人

（4）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（5）宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（6）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

<想定する人物像>

- 保健・福祉・医療分野で職務経験のある方
- 相談等の実務経験のある方
- 被災者支援分野での実績がある方

3 募集期間

平成26年3月20日（木）から平成26年4月11日（金）まで

4 応募方法

次の（1）及び（2）の書類を添えて、8の申込み先まで郵送してください。

（平成26年4月11日（金）午後5時15分までに必着のこと。「配達記録」等により、確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。）

応募書類の返却はいたしません。また、提出された履歴書等の個人情報には、「個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）」を遵守して適切に取り扱うとともに、目的以外には使用しません。

（1）履歴書（県外避難者支援員応募用）

専用の履歴書に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真を貼り付けたもの。

<留意事項等>

- 記載例により作成してください。
- 「学歴・職歴」欄に記載する職歴等のうち、上記2の応募資格の（1）に該当するものについては、その右欄に「レ」チェックをし、主な業務内容を具体的に記載してください。
- 「免許・資格」欄には、業務内容との関係の有無にかかわらず、取得している免許や資格、技能等を記載してください。
- 履歴書の最後の宣誓欄には、必ず自署により日にちと氏名を記入してください。

（2）レポート

次のテーマにより、1,200字以内で作成してください。

- テーマ「県外避難者支援で活かせる自分の持ち味と強み」

<留意事項等>

- 冒頭に氏名を記載してください。
- 様式等は任意としますが、用紙サイズはA4版で、横書きとし、1行当たりの字数は40字、1枚当たりの行数は30行を標準とします。
- パソコン等での作成も可能とします。（レポートは印刷し他の書類と併せて郵送してください。）

5 選考方法

書類選考及び面接選考を行います。

(1) 書類選考

提出された履歴書及びレポートにより選考します。

結果は平成26年4月15日(火)以降に、履歴書に記載された現住所又は連絡先へ郵送にて本人あて書面により通知します。

なお、書類選考の合格者に対しては、あわせて電話により連絡いたしますので、履歴書には連絡がとれる電話番号を記載願います。

(2) 面接選考

書類選考の合格者に対して、下記のとおり面接選考を実施します。

①期 日 平成26年4月22日(火)

②会 場 宮城県東京事務所 (東京都千代田区平河町二丁目6-3)

結果は平成26年4月23日(水)以降に、履歴書に記載された現住所又は連絡先へ郵送にて本人あて書面により通知します。

6 任用期間

平成26年5月1日から平成27年3月31日まで(予定)

ただし、任用期間終了後、勤務実績等に応じて更新する場合があります。

7 県外避難者支援員について

(1) 身分

地方公務員法に定められる非常勤特別職の地方公務員となります。

(2) 業務内容

東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県を主な活動範囲(必要に応じ北関東圏で活動する場合もある)とし、次のような業務を行います。

①訪問活動

避難先の自治体や社会福祉協議会、NPO等の避難者支援活動を行っている団体等(以下「避難先自治体等」という。)を訪問し、避難者の状況及び支援内容等に関する情報収集を行うとともに、本県の復旧・復興状況の情報提供を行います。

②交流会・交流サロン等への参加

避難先の自治体等が開催している避難者向けの交流会等に参加して、直接、避難者へ情報提供を行うとともに、避難者が求める支援ニーズ及び帰郷の意向等の把握等を行います。

③情報分析・基礎資料作成

上記①及び②の業務により収集した情報等を分析し、県外避難者に関する基礎資料の作成・報告を行います。

④相談等

支援を必要とする避難者からの電話相談及び個別面談等を行い、その課題解決に向けて適切な助言を与えるとともに、関係機関と連携し、調整を図りながら、必要な支援を行います。

(3) 勤務条件等

①報酬等

報酬月額189,000円程度のほか、通勤手当相当額（別に定める支給要領により月14,490円を限度）を支給します。

②勤務場所

宮城県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館12階）

③勤務日

週4日、1日7時間15分、週29時間（勤務する曜日の割り振りは採用後に行います。）。土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休日となります。

※県外避難者向けの行事等への参加のため、土曜日や日曜日等の休日についても、勤務日との振替により、勤務していただく場合があります。

④勤務時間

午前9時15分から午後5時30分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）。職務上必要がある場合、始業時刻及び終業時刻を別途割り振ることがあります。

⑤その他

- 年次有給休暇の制度があります。
- 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
- 採用後、業務に必要な専門的知識を習得するための研修を実施するほか、適宜必要な職場内研修等を実施します。
- 業務に必要なパソコン等は県所有のものを使用します。
- 法令等の遵守、誠実な職務の執行等が義務づけられます。

8 お問い合わせ・申込み先

宮城県 震災復興・企画部 震災復興推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022(211)2408 / E-mail: fukusuif2@pref.miyagi.jp

[担当：復興推進第二班 野口，太田]

